自立支援医療(育成医療)の申請について

★ 自立支援医療(育成医療)とは ★

身体に障害のある児童又はそのおそれのある児童が、その障害を除去又は軽減し生活能力を得る ための治療を指定医療機関で受ける場合、障害者総合支援法に基づきその治療に要する医療の給付 を受けることができる制度です。(指定医療機関については、受付窓口でお尋ねください。)

この医療の給付を受ける場合、<u>自己負担額は原則として 1 割負担</u>になります。ただし、世帯の市 (町) 民税額によって、自己負担額の上限額があります。

★ 申 請 手 続 ★

- 1 申請場所 高砂市 障がい福祉課 1年(079)443-9027
- 2 必要書類 裏面を参照し、必要な書類を準備してください。
- 3 申請時期 治療見込期間の初日から数えて16日以内に提出してください。
- 4 受給者証 申請後、自立支援医療(育成医療)受給者証を発行しますので、医療機関窓口で提示してください。

★ 対 象 者 ★

次のすべてを満たしている方が対象となります。

- 1 原則として保護者が高砂市に住所を有する 18 歳未満の児童
- 2 身体に障害があるか又は現在の疾患が、当該障害又は疾患に係る医療を行わないときは、将来障害を残すと認められる児童
- 3 確実な治療の効果が期待できるもの

★ 対象となる障害 ★

- 1 視覚障害によるもの
- 2 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- 3 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
- 4 肢体不自由によるもの
- 5 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは、直腸又は小腸又は肝臓の機能の障害によるもの(※1~2参照)
- 6 先天性の内臓の機能の障害によるもの(5に掲げるものを除く)(※1参照)
- 7 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害によるもの
- ※1 内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態の ものに限ります。(内科的治療のみのものは除きます。)
- ※2 なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する 中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝 臓移植後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となります。

お問い合わせ先 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1 高砂市 障がい福祉課 Tel (079)443-9027 (直通)

★ 注 意 事 項 ★

- 1 自立支援医療費の支給の範囲は、受給者証に記載されている医療に関するものであり。医療保険適用 の医療に限られます(食事一部負担金は自己負担となります。)。
- 2 支給認定の有効期間は、原則として<u>3ヶ月以内</u>とします。ただし、腎臓機能障害における人工透析療法及び免疫機能障害における抗HIV療法等治療が長期間となる場合については、有効期間は最長1年以内とします。

また、音声・言語・そしゃく機能障害における歯科矯正を伴う治療の有効期間は6ヶ月以内とします。

- 3 有効期間終了後も治療の継続が必要と認められる場合は、再度、支給認定の申請ができる場合があります。再認定の申請には、再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書等が必要となります。
- 4 育成医療を受ける指定自立支援医療機関の指定は原則として1ヶ所となります。 ただし、医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合に限り、例外的に複数指定することができる場合があります。

★ 必 要 書 類 ★

ご不明な点はお問い合わせください。

- 1 育成医療受給者が<u>社会保険(協会健保・健康保険組合・共済組合等</u>)に属している場合
 - (1) 自立支援医療費(育成)支給認定申請書
 - (2) 自立支援医療(育成医療)意見書
 - (3) 健康保険証(育成医療を受ける児童の名前が記載されたものが必要です)
 - (4) 育成医療受給者を保険証上扶養する保護者及び育成医療受給者の個人番号カード又は個人番号通知カード及び身元確認書類(保護者については運転免許証・パスポート等、受給者については指定医師の意見書及び保険証等)
- 2 育成医療受給者が国民健康保険(建設国保・医師国保含む)に属している場合
 - (1) 自立支援医療費(育成)支給認定申請書
 - (2) 自立支援医療(育成医療)意見書
 - (3) 健康保険証(国民健康保険に加入している家族全員分が必要です)
 - (4) 国民健康保険に入る世帯員全員の個人番号カード又は個人番号通知カード及び身元確認書類(保護者については運転免許証・パスポート等、受給者については指定医師の意見書及び保険証等)





さらに

- ※ マイナンバー連携により市民税所得(課税)証明書の提出は不要ですが、特別な事由によりマイナンバー連携ができない方については別途市民税所得(課税)証明書を求める場合があります。
- ※ 両親ともに市町民税課税証明書の「合計所得金額」が80万円以下であり、公的年金または各種手 当を受給している場合

(各種手当とは、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当等をいいます。)

→ 年金証書の写し又は振込通知書の写し等の年金等の受給状況が確認できる書類を上記の書類と併せて提出してください。